

資料66 地下水の環境基準の達成状況等 (17年度)

項目名	区分	概況調査	汚染井戸 周辺地区調査	定期モニタリング 調査	汚染範囲 確認調査
		超過地点数 / 調査地点数	超過地点数 / 調査地点数	超過地点数 / 調査地点数	超過地点数 / 調査地点数
カ ド ミ ウ ム		0 / 32	-	-	
全 シ ア ン		0 / 24	-	-	
鉛		0 / 33	-	0 / 1	
六 価 ク ロ ム		0 / 24	-	-	
砒 素		0 / 39	-	3 / 7	
総 水 銀		1 / 32	0 / 2	1 / 1	
ア ル キ ル 水 銀		0 / 3	-	0 / 1	
P C B		0 / 7	-	-	
ジ ク ロ ロ メ タ ン		0 / 31	-	0 / 31	
四 塩 化 炭 素		0 / 31	-	0 / 35	
1, 2 - ジククロロエタン		0 / 31	-	0 / 31	
1, 1 - ジククロロエチレン		0 / 31	0 / 13	0 / 44	
シス - 1, 2 - ジククロロエチレン		0 / 31	0 / 13	0 / 44	
1, 1, 1 - トリククロロエタン		0 / 31	-	0 / 44	
1, 1, 2 - トリククロロエタン		0 / 31	-	0 / 31	
トリククロロエチレン		0 / 31	0 / 13	0 / 44	
テトラククロロエチレン		0 / 31	10 / 13	7 / 44	
1, 3 - ジククロロプロペン		0 / 37	-	-	
チ ウ ラ ム		0 / 35	-	-	
シ マ ジ ン		0 / 35	-	-	
チ オ ベ ン カ ル プ		0 / 35	-	-	
ベ ン ゼ ン		0 / 31	-	0 / 31	
セ レ ン		0 / 8	-	-	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0 / 55	-	3 / 6	
ふ っ 素		0 / 55	-	1 / 5	0 / 10
ほ う 素		0 / 55	0 / 10	1 / 12	0 / 1
トランス - 1, 2 - ジククロロエチレン		-	-	- / 13	
ニ ッ ケ ル		0 / 3	-	-	
ア ン チ モ ン		0 / 3	-	-	

- (注) 1 トランス - 1, 2 - ジククロロエチレン、ニッケル及びアンチモンについては、平成5年3月8日環水管第21号環境庁通知に基づく要監視項目であり、指針値で評価しています。
- 2 超過地点数/調査地点数は環境基準等を超過した地点数です。
- 3 「汚染範囲確認調査」とは、定期モニタリング調査で3年間連続して環境基準を達成した地点の周辺で実施する調査です。